

第2編 災害予防計画

第1章 災害に強いまちづくり

第1節 水害の予防

【現況】

1 河川の現況

本市の河川は、市域のほぼ中央を東西に貫流する紀の川と、西部を南北に流れる貴志川が市の西端で合流しており、これらに流入する支流が多数ある。紀の川は、過去にも度々水害を引き起こしており、現在も国土交通大臣直轄管理河川重要水防箇所及び重点区間が両岸に渡り指定されている。また、知事管理河川についても重要水防箇所の指定をされており、水防施設の充実が必要である。

2 内水排除対策の現況

紀の川及び貴志川の水位が上昇すると、中小河川の自然排水が不能となり、内水氾濫による被害の発生が予想される。このため、導水路、樋門、排水機場等の管理、改修等を行い、流域の治水・利水等を考慮し、排水機場、排水ポンプ車を活用して内水排除に努めている。

3 ため池の現況

農業利水のため築造又は維持してきたため池が本市には多数あり、中には老朽化の進んだものや、現在はほとんど利用されていないものもみられる。また、宅地開発の進展が堤体付近まで及んでいる地区もあり、安全確保が重要な課題となっている。(資料6-3参照)

4 その他被害軽減対策の現況

市における水害の防御・被害の軽減のため、平常時からの雨量、水位の観測、備蓄資材の整備、水防倉庫の管理を行っている。

【基本方針】

1 河川災害防止対策の推進

河川については、過去の被害状況等を勘案して、本計画及びそれぞれの定める水防計画により河川改修及び水防施設の充実を図り、重要水防箇所及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域については、巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、橋梁については、耐震性にも配慮した整備を推進する。

豪雨時の浸水氾濫を防止するため、導水路、樋門、排水機場の施設及び排水ポンプ車、水防資機材の点検・整備等を促進する。

2 ため池の災害防止対策の推進

ため池の崩壊は、農業関係のみならず、人命・家屋・公共施設等に被害を及ぼすことが考えられるため、管理体制を強化し、管理関係機関に厳重に指示していく。また、警戒を要するため池及びその他水害の発生が予想される注意すべき区域の巡視警戒・避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。さらに、県・市が実施するため池等整備事業などの防災事業の実施を推

進するとともに、ため池ハザードマップを活用し、災害の未然防止に努める。

3 水防施設等の充実

洪水による災害に対処するため、水防法の規定により、本市の区域における水防の責任を十分に果たし、水防施設の整備を図る。

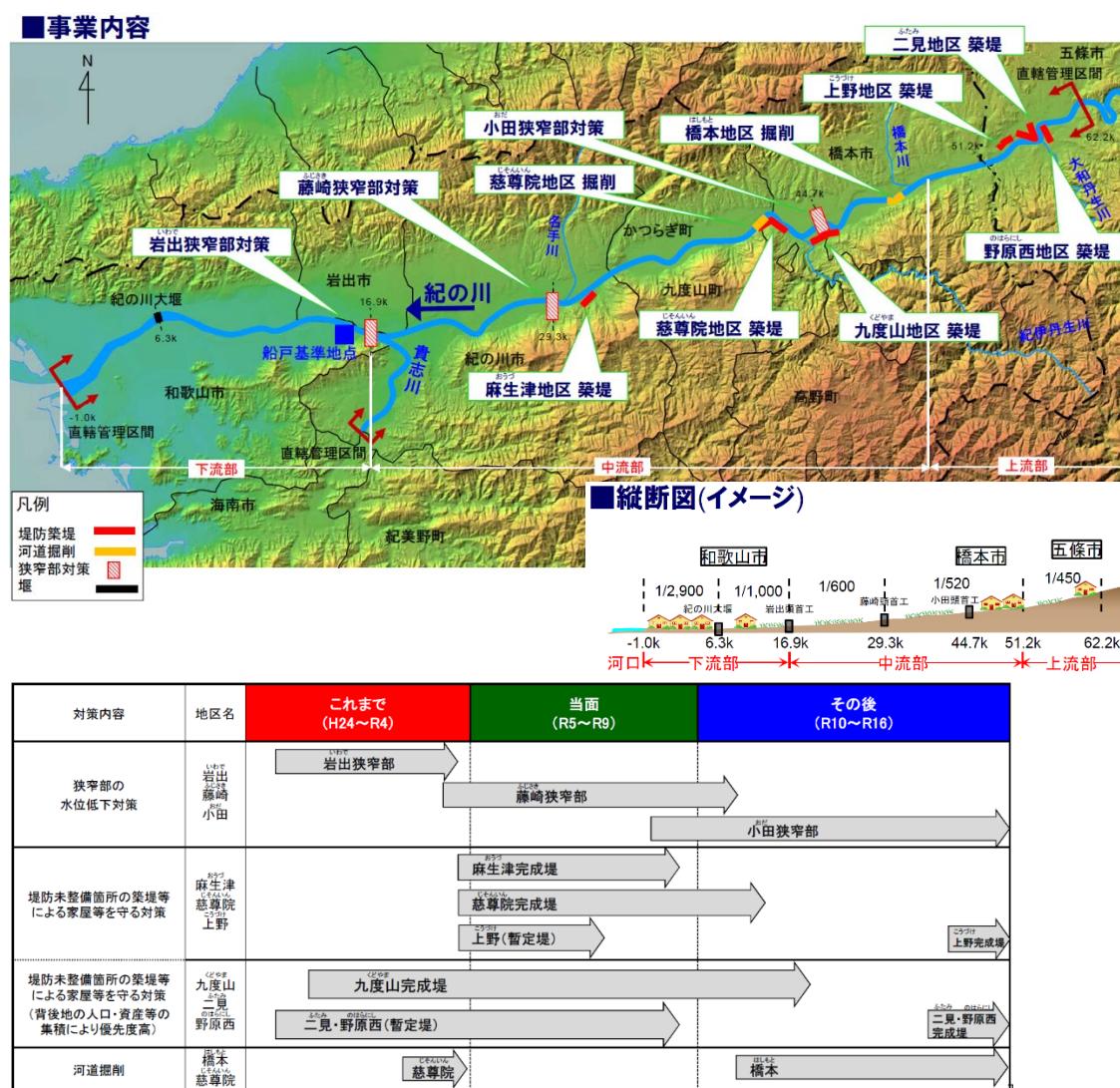
【計 画】

1 紀の川の国直轄河川整備の促進

紀の川水系では、国土交通省が紀の川水系河川整備基本方針（平成17年）、紀の川水系河川整備計画（平成24年）に基づき、紀の川直轄河川改修事業を推進している。これは、戦後最大洪水である伊勢湾台風規模の水量を安全に流下させることを目標とし、上下流バランスを確保しつつ、狭窄部対策、堤防未整備箇所の整備、河道掘削等を行うものである。

重要水防箇所（資料6-1を参照）を中心に、国による円滑な整備を促進していく。

紀の川直轄河川改修事業の概要



資料：紀の川直轄河川改修事業【再評価】 令和4年6月 近畿地方整備局

2 貴志川・柘榴川等の県河川整備事業の促進

貴志川やその支流の柘榴川は県が管理しており、紀の川水系貴志川圏域河川整備計画に基づき、河川整備が進められている。

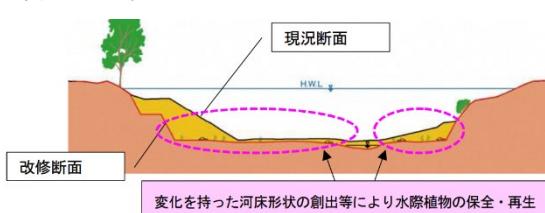
重要水防箇所（資料6－1を参照）を中心に、円滑な整備を促進していく。

紀の川水系貴志川圏域河川整備計画の概要

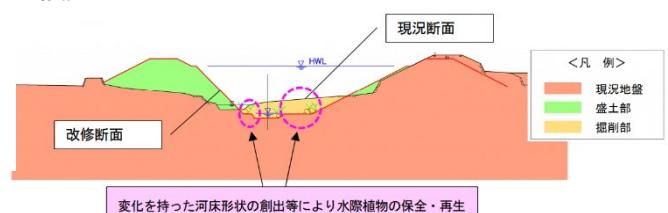


標準断面図

貴志川 区間1



柘榴川



資料：和歌山県 県土整備部 河川・下水道局 河川課（平成29年）

3 内水排除対策の推進

紀の川や貴志川には、小河川や排水路が接続しており、本流からの逆流を防ぐための樋門等や、滞留する内水を下流に放流するための排水機場（ポンプ場）、導水路等が設置されている。また、緊急排水作業には排水ポンプ車も使用され、本市でも平成24年から導入している。

こうした内水排除対策のための設備や資機材の充実、長寿命化、適正管理、使用方法の習熟に努める。

4 ダム・ため池の安全対策の推進

本市には、丘陵地を中心に多くのため池があり、一たび決壊すると、鉄砲水が低地に押し寄せることが想定される（資料6－3参照）。

このため、策定済のため池ハザードマップの周知を図り、早期避難の啓発を図るとともに、堤体改修など、防災事業を関係機関とともに推進する。

また、本市には山田ダム土地改良区が管理する山田ダムがあるほか、紀の川水系には、大滝ダム、大迫ダム、津風呂ダムなどの大規模なダムがあり、緊急放流時にはその影響による下流での浸水被害が想定されるため、避難に関する啓発を進める。

5 洪水浸水想定区域内要配慮者利用施設の避難対策の推進

本市には、洪水浸水想定区域内に多くの要配慮者利用施設がある（資料6－7参照）。

このため、これらの施設を運営する事業者と連携しながら、洪水浸水想定区域外の指定避難所への避難誘導が適切に行えるよう、施設ごとの避難計画の実効性の向上に努める。

6 水防施設・資機材の充実

水防箇所ごとに、想定される水防工法に応じた資器材の種類、数量及びそれらを収納する倉庫を整備し（資料6－4参照）、緊急時に備え、定期的な点検・補充を進める。長期の保管に適さない資材等は、民間取扱業者との協定により、確保に努める。

また、水防活動時の連絡手段として、消（水）防団幹部無線の適正管理と、必要な無線通信施設の整備に努める。

第2節 土砂災害の予防

【現況】

1 砂防三法指定区域の現況

砂防三法（砂防法、地すべり等防止法、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律）により、土地の利活用が制限される区域として、砂防指定地、地すべり防止区域及び急傾斜地崩壊危険区域が指定されており、県ホームページの「わかやま土砂災害マップ」で位置を確認できる。

2 山地災害危険地区的現況

地形等から山地災害が懸念される箇所について、林野庁が定める調査要領に基づき判定したもので、山腹崩壊危険地区（265箇所）及び崩壊土砂流出危険地区（332箇所）が指定されている。

3 土砂災害警戒区域等の現況

土砂災害防止法に基づき、土砂災害のおそれのある区域として、土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊848箇所、土石流369箇所、地すべり58箇所）及び土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊828箇所、土石流333箇所）が指定されている。

【基本方針】

1 砂防対策の推進

土砂災害は、他の自然災害と比べて死者の発生率が高い。特に土石流は、流速が速く、巨石を先端とする激流となって人家を急襲するため、人的被害が発生する可能性が大きいことに配慮した取り組みを行う。

- (1) 土砂災害警戒区域等を周知し、災害に備えた警戒避難体制を整備する。
- (2) 人命及び郷土を保全する災害対策としての砂防事業を推進する。
- (3) 自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援を行う。

2 山地防災対策の推進

山地災害危険地区的公表・周知を行う。また、山地災害の発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該地区的巡回警戒体制、避難体制等を整備する。

- (1) 集落に接近した山地における山地災害の防止
- (2) 荒廃山地の修復促進

3 地すべり防止・急傾斜地崩壊防止対策の推進

土砂災害警戒区域等の周知を行う。また、地すべり、がけ崩れの発生が予想される注意すべき区域の防災工事を実施するとともに、当該区域の巡回警戒体制、避難体制等、災害予防に必要な措置を講ずる。さらに、県における防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努めるとともに自主防災組織等と連携し、土砂災害を対象とした防災訓練の実施やその支援等を行うことにより、避難体制の強化に努める。

【計 画】

1 土砂災害警戒区域等の警戒避難体制の強化

作成済のハザードマップ等を活用し、土砂災害警戒区域（通称：イエローゾーン）及び土砂災害特別警戒区域（通称：レッドゾーン）の指定制度や指定区域の周知に努める。

また、土砂災害警戒区域は、区域ごとに、情報伝達、予警報の発令・伝達、避難、救助その他必要な警戒避難体制の充実に努める。

そのほか、本市には、資料9-6のとおり、雨量により通行止めを行う県道が3箇所あり、その周知を図る。

2 土砂災害防止対策の推進

土砂災害特別警戒区域における特定開発行為の制限や建築物の構造規制、砂防指定地における立竹木の伐採、土砂の採取等の一定行為の禁止・制限、地すべり防止区域における切土・盛土等の行為の制限など、法令等に基づく適正な土地利用を図る。

また、危険箇所の危険度把握のため、定期的な調査点検・巡視を行う。

さらに、県などと連携し、治山事業、砂防事業、地すべり防止事業、急傾斜地崩壊対策事業を順次推進とともに、森林の保水力の維持・回復・向上に努める。

3 土砂災害警戒区域内要配慮者利用施設の避難対策の推進

本市には、土砂災害警戒区域内に多くの要配慮者利用施設がある（資料2-4参照）。

このため、これらの施設を運営する事業者と連携しながら、土砂災害警戒区域外の指定避難所への避難誘導が適切に行えるよう、施設ごとの避難計画の実効性の向上に努める。

事業者による自衛防災組織の運営を働きかけるとともに、市は土砂災害に関する情報等の伝達方法の充実に努める。

第3節 道路環境の充実

【現況】

1 国・県道の現況

京奈和自動車道、一般国道24号が市域のほぼ中央を東西に貫き、和歌山市及び橋本市・奈良県方面と結ぶほか、海南市方面に一般国道424号が南進しており、これらに接続する主要地方道、一般県道と併せて、市道が整備されている。また、和歌山市及び奈良・京都方面を結ぶ京奈和自動車道が和歌山県域は完成し、市内では粉河及び打田地域にインターチェンジが設置されている。

2 市道の現況

住民の生活道路であり、災害時には避難所への避難路となる市道については、道路改良等の整備が遅れているところもある。

3 広域農道の現況

基幹的な農道として、広域農道紀の川地区及び広域農道（紀の川フルーツライン）が整備されており、紀の川沿岸の丘陵地に散在する集落間を結ぶ幹線道路となっている。

【基本方針】

災害発生時における住民の安全な避難また緊急輸送を円滑に実施するために、災害の発生が予想される注意すべき区域に対して、災害予防工事の実施、巡回警戒等、災害予防に必要な措置を講ずる。また、県における道路災害防除事業等による防災事業の実施を促進し、災害の未然防止に努めるほか、一般送配電事業者、電気通信事業者と連携し、無電柱化について推進を図る。

【計画】

1 道路の整備と長寿命化の推進

災害時において、道路は、避難や救護活動、物資の輸送など、様々な活動の基礎となるため、輸送能力の増強、アクセスルートの複数化、狭い区間の解消等、計画的な整備と点検、予防保全型の修繕に努める。

また、豪雨等の災害によりアンダーパス部等の道路の冠水を防止するため、排水施設及び排水設備の補修等を推進し事故防止に努める。渡河部の道路橋や河川に隣接する道路の流出により、被災地の孤立が長期化しないよう、洗堀防止や橋梁の架け替え等の対策を推進する。

（主要避難路は資料9-4、緊急輸送道路は資料9-5参照）

2 災害時の円滑な交通誘導と応急復旧の体制の強化

大規模災害時に、関係機関、事業所等と連携し、道路被害の状況を迅速、的確に把握し、通行止め措置や迂回路への通過車両の誘導、応急復旧工事が的確に行える体制づくりに努める。

3 緊急通行車両等の確認申出

市所有の車両について、あらかじめ県公安委員会に緊急通行車両等の確認申出を行うとともに

に、市内の防災関係機関についても、緊急通行車両等の確認申出手続きを要請し、緊急通行車両標章及び証明書の交付を受けた車両の台数や積載量等の報告を受けることにより、輸送力の把握に努める。

4 燃料の確保

災害発生時に需要が急増するガソリン等を確保するため、協定の締結など、平時からの協力要請に努める。

第4節 建造物・宅地の災害予防

【現況】

1 土地利用の現況

本市では、一般国道24号沿道や旧貴志川町中心部において市街地が発達しており、大型専門店、スーパー、娯楽施設などが立地するほか、近年では住宅開発も盛んであると同時に農業生産も盛んに行われ、さらに工業用地を有するなど多くの機能が複合している。

近年、市街地での建築物は用途、設備も多種、多様で複雑化しており、建築物内部に展開される居住、業務生産等の活動は高度化の傾向にあり、都市機能を担っていることから、災害時における安全性の確保は、極めて重要である。また、郊外での宅地造成等も行われており、これらが無秩序に行われると、地震、火災、風水害等の災害発生時には人身事故につながることが予測される。

2 宅地防災の課題

一方、昭和56年5月以前に旧耐震基準で建築された住宅が密集している地区は同時に道路も狭く、曲がりくねっていて公園等のオープンスペースも不足していることが多く、都市を災害に強い構造にする上で大きな狭小地になっており、火災などの災害発生時には大災害に発展するおそれがある。

3 宅地造成の規制の現況

市では、一定規模以上の開発行為及び宅地造成工事規制区域内の宅地造成工事については、災害防止に重点をおいた技術基準に基づき審査の上許可し、更に完了検査を実施している。また、宅地災害が発生するおそれがある場合には、勧告、改善命令などの措置を講じている。なお、本市では、貴志川町の一部において宅地造成工事規制区域の指定を受けている。

【基本方針】

1 災害に強い都市基盤の整備

防災基盤の強化策として、災害発生時において各種の都市施設が致命的な損壊を被ることなく、必要最小限の機能が果たせるように各種施策を推進する。このため、必要とされる都市機能関連の諸施設を県の指導、協議等により、計画的に配置、建設、改善していく。

2 建造物・宅地の安全対策の推進

火災、風水害、地震災害等に対し、建築物の安全性を確保し、人身事故を防止し、さらに都市活動の確保を図るため、県の指導、協議等により、総合的な防災対策を行う。また、大地震等に対する建築物等の安全性を向上させるために敷地内の空地、広場などを確保するとともに、建築物の建替更新等の整備を計画的に行い、災害に強いまちづくりを目指す。

開発行為、宅地造成等に伴う土地崩壊等の災害を未然に防ぐため、関係業者に防災意識を促進させ、安全な宅地の確保を図る。

【計 画】

1 建築物の安全性の確保

年2回の建築物防災週間などを中心に、家具転倒防止対策や耐震診断、耐震改修など、建築物の災害対策について啓発を進める。

また、天井や外壁、窓ガラスなどの非構造部材を含め、市が管理する公共建築物の耐震診断、耐震改修を進めるとともに、補助事業により、民間住宅の耐震診断、耐震改修を促進する。

さらに、危険空き家や危険ブロック塀の安全対策を進める。

2 危険度判定の体制の充実

地震等による被災時に二次災害を防止するため、建築物や宅地の危険度を判定する被災建築物応急危険度判定、被災宅地危険度判定の判定士の養成・確保を図る。

また、判定活動の円滑な実施を図るため、判定士名簿により速やかに判定を依頼できる体制の維持に努めるとともに、判定資機材の充実に努める。

3 災害ハザードエリアの防災まちづくりの推進

浸水想定区域、土砂災害特別警戒区域など、災害ハザードエリアの防災・減災のため、住宅金融支援機構による貸付金制度の活用などにより、宅地防災工事の実施を促進する。

また、都市再生法等に基づく移転計画の策定を検討するとともに、がけ地近接等危険住宅移転事業、防災集団移転促進事業等を活用した移転を促進する。

さらに、都市計画法に基づき、災害レッドゾーンにおける開発行為の抑制を図る。

第5節 盛土防災計画

【現　況】

令和3年7月に静岡県熱海市において発生した盛土の崩壊による大規模な土石流災害を踏まえ、和歌山県全域で盛土総点検を実施した結果、和歌山県で5,838箇所、紀の川市内で259箇所の盛土を抽出した。（令和3年12月21日時点）

【基本方針】

大雨等気象状況の変化や経年変化により盛土の状況の変化が生じるなどして、対策が必要と判断された場合には、所有者等に指導や監督を講じる。

【計　画】

盛土による災害防止に向けた総点検等を踏まえ、危険が確認された盛土について、宅地造成及び特定盛土等規制法などの各法令に基づき、速やかに撤去命令等の是正指導を行うものとする。

第6節 文化財の災害予防

【現況】

市内には歴史的価値のある文化財が多く残されている。貴重な文化財を災害から守り、後世に継承していくため、警報設備、避雷設備、消火設備、消防用進入道路等の整備を推進しているが、今後は震災に対する施設整備に取り組んでいく必要がある。

【基本方針】

文化財災害に対しての予防対策を計画し、施設の整備を図るとともに、所有者に対して必要な指導等を行う。また、文化財保護思想の普及・徹底及び現地指導の強化を推進する。文化財の所有者又は管理者は、良好な状況のもとに文化財の維持管理にあたる。

なお、詳細については、「和歌山県文化財保存活用大綱」（令和3年3月）及び「和歌山県文化財災害対応マニュアル」（令和5年11月）によるものとする。

【計画】

1 現状把握

未指定を含む文化財リストの作成及び現況・収蔵状況を把握する。

2 防災・減災対策の促進

貴重な文化財を災害から守るため、警報設備、避雷設備、消火設備、消防用進入道路等の整備を促進するとともに、那賀消防組合、文化財保護審議委員等の協力を得ながら、防災上必要な助言、指導等を行い、適正管理を促進する。

3 文化財保護の啓発

文化財保護月間、文化財防火デー等の行事を通じて、文化財における防災意識の啓発に努める。

4 防災訓練の推進

旧名手本陣妹背家住宅、旧南丘家住宅、紀の川市歴史民俗資料館など、市が所有する文化財の保護を想定した防災訓練を隨時行う。

第7節 公共的施設の災害予防

【現況】

1 水道の現況

水道は、市営の上水道施設及び簡易水道施設、飲料水供給施設により飲料水の供給を行っている。水道普及率は、令和5年3月末現在で95.3%だが、施設の耐震化が未対応である部分も少なくないため、災害発生時の安定供給は難しい状況にあり、これを改善することが必要である。また、「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」（資料12-1参照）に基づき、災害時の相互応援体制を整備している。

2 下水道の現況

本市の下水道は、紀の川中流域下水道（那賀処理区）の関連公共下水道の整備を行っており、下水道処理区域外の地域においては、農業集落排水事業及び合併処理浄化槽の設置を進めている。下水道及び農業集落排水の普及率は、令和5年3月末現在で17.5%と低く、今後、計画的に整備を促進していく。

3 通信施設の現況

災害発生時の電話等の通信手段の確保は、最も重要課題の一つであり、災害に強い基盤整備とともに、通信手段の重層化が求められるため、管理主体である西日本電信電話（株）に十分な連携・協力を要請する。

4 電力施設の現況

電力消費は家庭でも職場においても拡大しており、このような状況で災害が発生すると、多大な影響を及ぼす危険がある。また、ライフラインは、災害応急対策及び復旧・復興対策においても必要不可欠なものであり、平素からの予防対策が極めて重要である。

5 鉄道の現況

市域には、JR和歌山線が域内を東西に通り、東を伊都郡・橋本市・奈良県方面と結び、西を岩出市・和歌山市と結んでいる。ピーク時1時間3~4本、その他の時間帯は1時間2本程度の運行であり、5つの駅がある。また、貴志川地域には和歌山電鐵貴志川線があり、1時間2本程度の間隔で運行している。

【基本方針】

1 水道・下水道の災害予防対策の推進

水道施設の新設、改良、拡張計画等に合わせ、諸条件を考慮した上で、施設の耐震性を強化し、地震による被害を最小限にする施策を推進する。

下水道等の施設については、耐震設計の見直しに対応した施設の建設を図る。

2 民間のライフライン施設の災害予防対策の推進

西日本電信電話（株）は、電気通信設備の災害による故障発生を未然に防止し、また、地震災害による故障が発生した場合において、電気通信設備又は回線の復旧を迅速かつ的確に行い、

通信サービスの確保を図る。

関西電力送配電(株)は、電力施設の災害を防止し、また発生した被害の最小化を図り、早期復旧を実現するため、災害発生原因の除去と防災・減災環境の整備に常に努力を傾注する。

鉄道事業者は、災害による被害発生を未然に防止するため、市を含む関係機関と連携し、各事業者が定める防災計画に沿って予防対策を実施する。

【計 画】

1 水道施設の強靭化の推進

浄水施設、ポンプ所、配水池、管路などの水道施設について、法定耐用年数の超過など、老朽化への対応を図るため、施設の更新、耐震化、長寿命化を進める。

2 災害時の応急給水体制の充実

緊急遮断弁により、災害時に、配水池の水の流出を止め、応急給水用の水の確保を行えるしぐみの確立を図る。

応急給水マニュアルに基づき、災害時に、給水車により、市内各地区で拠点給水が行える体制の充実に努める。

3 災害時の水道応急復旧体制の充実

「日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策要綱」(資料12-1参照)に基づく相互応援など、災害で水道施設に被害が生じた際の応急復旧体制の充実に努める。

4 汚水処理施設の強靭化の推進

紀の川中流域下水道(那賀処理区)の関連公共下水道、西山地区・善田地区の農業集落排水施設、合併処理浄化槽といった汚水処理施設の更新、耐震化、長寿命化を進める。

5 下水道の応急復旧・業務継続体制の充実

紀の川市下水道事業業務継続計画に基づき、災害で下水道施設に被害が生じた際の応急復旧と、業務継続の体制の充実に努める。

6 鉄道機関の災害予防対策の促進

西日本旅客鉄道(株)及び和歌山電鐵(株)と平時から、災害時の情報の収集・伝達体制の確保など、災害予防対策に関する相互連携に努める。

7 ライフラインの災害予防対策の促進

電話、電気、ガスの各事業者と平時から災害予防対策に関する相互連携に努める。

第8節 農業関係の災害予防

【現況】

本市の農業は、果樹、野菜、花き、花木、水稻などの複合経営を主体に、露地と施設園芸を組み合わせた農業生産が展開されており、全国有数の産地である柿、桃、いちじくなどの果樹が多く生産されている。そのため、農用地区域の土地利用は、令和4年12月31日現在、農用地約6,010haのうち、果樹園の占める割合が多くなっている。しかし、農業従事者の高齢化、兼業化、担い手不足、農用地の宅地混住化が進んだことにより、耕作放棄地の増加傾向にあるなど、農業を取り巻く環境は厳しい状況にある。

【基本方針】

各種気象災害による農作物、農業用施設等の被害の減少を図るため、関係機関を通じて、防災営農技術、気象情報等の末端への迅速な伝達、浸透に努める。

【計画】

1 農業気象情報の活用促進

農家が農業気象情報を有効に活用し、災害による農業被害の軽減が図れるよう、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構「メッシュ農業気象データシステム」や、気象庁ホームページ「農業に役立つ気象情報の利用の手引き」(令和6年3月)などを活用し、指導・支援に努める。

2 農業土木施設の強靭化・適正管理の促進

用排水路・暗渠パイプや堰、排水機場、ため池など、農業土木施設の強靭化と適正管理を促進する。

3 災害予防につながる営農技術の普及促進

露地作物の倒伏防止のための補強や被覆等をはじめ、干害防止のための灌水システム、ハウスや畜舎等の強靭化、さらには畔や排水溝等の適正管理など、災害予防につながる営農技術の普及促進を図る。

第9節 防災施設等の整備

【現　況】

1　避難所等の現況

市域内の避難場所は、地区ごとに小・中学校、コミュニティセンター等の公共施設を指定しているが、中にはがけ地や河川に隣接している施設があり、安全性の確保が必要である。また、建築後年数を経過している施設もあり、避難施設の倒壊・損傷をなくすため、避難場所の見直しや耐震診断による補強工事と合わせて、避難所へのアクセス道路の安全性の確保も必要である。

2　備蓄の現況

災害発生時に応急用として使用する食料及び飲料、毛布、携帯トイレなどの備蓄を行っている。

3　防災行政無線の現況

本市の防災行政無線は、合併前の旧5町の設備を引き継いで運用してきたが、平成27年度より、老朽化及び関係機器の連携起動強化のため、施設のデジタル化事業を進め、令和元年度で完了した。難聴区域については、戸別受信機を設置している。今後、当該施設を維持管理し、適正な運用を図ることが必要である。

【基本方針】

1　避難所等の充実

災害発生時に円滑な避難者収容が行われるよう、避難場所の設備充実及び安全化・耐震化を進める。

2　備蓄の充実

災害応急対策を円滑に実施するため、各種応急物資を備蓄、適切な数量を確保するとともに、備蓄倉庫の整備を図る。

3　防災行政無線の充実

災害に備えての対応、応急対策・復旧活動を円滑に実施し、各防災関係機関を有機的に結ぶ県総合防災情報システムを活用するとともに、地域住民に迅速かつ正確な災害情報を提供するため、市防災行政無線の保守及び整備充実を目指す。

【計　画】

1　指定避難所の充実

本市では、資料5-1のとおり、市内各地区で災害態様別に避難所を指定している。

これらの施設の適正管理に努めるとともに、必要な修繕、耐震化などを進める。

また、避難路を含め、土砂災害、水害などの被害防止対策を進める。

さらに、避難所の案内板を随所に設置し、周知を図るとともに、鍵の開錠から、各部屋の使用方法、炊き出しの実施方法、トイレの確保まで、避難所運営の具体的な方法を地域住民が取

り決め、模擬訓練等で周知するよう働きかける。

2 指定緊急避難場所・ヘリコプター臨時離着陸場の確保

グラウンドなど公共空地は、大規模地震等の際に、建築物の倒壊や火災、土砂災害等から生命・身体を守る緊急避難場所として、また、ヘリコプターの離着陸場として活用される。

本市では、資料9-2のとおり、災害時のヘリコプター発着予定地を定めており、大規模災害時に安全にこれらの場所が活用できるよう、平時からの適正管理に努める。

3 応急物資等の備蓄の推進と受入拠点の確保

本市では、保存水500m³1ペットボトル、アルファ米、保存パン、備蓄携帯トイレ、毛布をはじめとする応急物資を公共施設や備蓄倉庫に分散備蓄している（資料12-3参照）。

これらの適正な管理、補充に努めるとともに、備蓄倉庫を整備するなど、備蓄場所の充実を図る。

また、食料や生活必需品、医薬品等については、販売事業者等との協定による流通備蓄調達に努める。

大規模災害では、和歌山ビッグホエール、コスモパーク加太、和歌山大学、近畿大学生物理工学部が県の救助拠点や物資等の集積・仕分け等の広域防災拠点となる。市は、和歌山ビッグホエールから市の二次物資集積拠点（紀の川市民体育館、那賀体育館、桃山勤労者体育センター）に物資等を受入れ、保管や仕分けが円滑に行える手法の確立に努める。

防災公園の整備を進め、受援の拠点としての機能充実に努める。

4 防災情報通信網の充実

和歌山県総合防災情報システム、J-ALE RT（全国瞬時警報システム）、衛星通信トランシーバーなど、防災情報通信機器・ネットワークの充実と安全対策に努める。非常電源の確保や着実なデータバックアップを進める。

災害時に、市民に迅速な情報提供を行うため、防災行政無線や紀の川市メール配信システムの充実に努める。

また、受領した気象警報等のうち、防災関係者、一般市民、避難行動要支援者それぞれに情報伝達する手法・内容の原則の確立に努める。

関係機関と連携しながら、市役所本庁舎、各支所等にある震度計（資料3-3）や、気温・降水量などの気象観測施設（資料3-1）、水位観測施設（資料3-2）の適正管理に協力する。

5 遺体安置、火葬の体制の充実

大規模災害時には、火葬能力がひっ迫するほか、遺体安置所が必要となる。

避難所と重複しない形であらかじめ遺体安置所を想定するとともに、協定締結等により、火葬能力の確保に努める。

第2章 災害に強い体制づくり

第1節 防災組織及び活動体制の整備

【現　況】

平時から自らの組織動員体制及び資機材等の整備を図り、防災活動を実施するための拠点整備を通じて、関係機関と相互に連携しながら総合的な防災体制の確立に努める。

【基本方針】

迅速な防災活動を実施するため、必要な防災組織の整備、活動体制の確立を図る。

【計　画】

1 市の防災体制

(1) 防災会議

災害対策基本法第16条に基づき、紀の川市防災会議を設置する。

| 所掌事務 |
|------------------------------------------------|
| 1 地域防災計画を作成し、その実施を推進すること。 |
| 2 市長の諮問に応じて紀の川市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。 |
| 3 上記「2」に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。 |
| 4 水防法第33条の水防計画を調査審議すること。 |
| 5 上記「1～4」に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令により、その権限に属する事務。 |

(2) 災害対策本部

災害対策基本法23条の2に基づき、災害が発生し又は発生するおそれがある場合において、災害対策本部を設置する。

災害対策本部は、必要に応じ、関係指定地方行政機関、関係地方公共団体、関係指定公共機関及び関係指定地方公共機関との連携の確保に努めるとともに、必要な所掌事務について地域防災計画に定める。

市は、所属職員に対して、訓練等を通じて、災害時の役割や体制の周知徹底を図ることを目的に、具体的な行動手順等を明確にしたマニュアルを作成するとともに、適宜必要な見直しに努める。

また、防災関係機関や民間事業者との円滑な連携を図るために、協定締結を推進するとともに、日ごろから情報交換や合同訓練を行い、「顔の見える関係」を構築し、連携体制の強化を図る。

| 所掌事務 |
|---------------------------------------------------------------|
| 1 災害に関する情報を収集すること。 |
| 2 災害予防及び災害応急対策を的確かつ迅速に実施するための方針を作成し、並びに当該方針に沿って災害応急対策を実施すること。 |

(3) 初動体制の強化

市は職員災害時初動マニュアルの作成・周知を図るとともに、災害発生時の配備体制の伝達手段を構築する。また、各配備体制に基づき、動員する職員をあらかじめ定めておく。

(4) 課題の改善

市は、訓練や実際の災害対応の経験を通して、災害応急対策の実施における課題の改善を図る。

2 市民及び事業者の役割

(1) 市民

市民は、災害発生時の被害軽減を図るために、自主防災組織等地域各種団体連携のもと、自主防災組織活動を強化し、災害に備えるよう努める。

(2) 事業者

事業者は、自主的な防災組織を編成し、事業所内における安全確保を図るほか、地域各種団体との密接な連携を図り、地域の安全に積極的に寄与するよう努める。

第2節 情報収集・伝達体制の整備

【現　況】

気象や災害に関する情報の伝達が迅速かつ的確に行われるよう、また、災害発生時に、被害情報を収集し、県及び関係機関との相互の情報連絡が円滑に行われるよう、平時から情報収集伝達体制の確立に努める。

【基本方針】

迅速な情報の収集・伝達を行うために、必要な体制整備を行うとともに、多様な通信システム等を活用した伝達網の構築を図る。

【計　画】

1 情報の収集・伝達体制の整備

市は、迅速な情報の収集・伝達を行うために、必要な体制整備を図る。

- 1 風水害（気象）情報及び地震・津波情報の収集・伝達体制の確保のため、防災行政無線、その他の通信施設の充実、地震計の設置等とその運用体制の整備を図る。
- 2 災害発生のおそれがある場合は、災害の危険性の予測を行い、情報の収集・伝達体制の確立を早期に図る。
- 3 災害発生直後における被害規模把握のための、被害情報の収集・整理・報告・伝達及び広報のために必要な体制の整備を早期に図る。
- 4 要配慮者、災害による被災者、帰宅困難者等、情報の入手が困難な被災者等に対しても、確実に情報伝達が可能となるよう、市は、防災関係機関や自主防災組織等と連携し、様々な広報・放送手段を講じて伝達する体制を整備する。
- 5 浸水想定区域又は土砂災害警戒区域内の地下空間及び福祉施設の把握に努め、管理者等に対して、迅速に情報を伝達する体制の整備を図る。
- 6 地上の災害の影響を受けにくい通信衛星を利用し、国、県、他市町村等を結ぶ地域衛星通信ネットワークを構築する。
- 7 通常の通信手段が確保できない場合を考慮し、平常時より他機関等の通信手段が利用できるよう代替ルートについて検討する。
- 8 災害時に有効な衛星通信トランシーバー等の移動通信系の整備を図るとともに、業務用無線保有事業所やアマチュア無線家との協力体制の構築に努める。
- 9 衛星通信、インターネット、地域防災無線等の整備により、民間事業所、報道機関、住民等からの情報など、多様な災害関連情報等の収集体制の整備に努める。

2 情報の共有・伝達体制の強化

市は、情報の集約・共有のために、必要な体制整備を図る。

1 市から住民への伝達

住民への情報伝達を迅速に行えるよう、災害情報メールの配信システムの普及に努める。

2 和歌山県総合防災情報システムの活用

和歌山県総合防災情報システムは、県・市町村・消防機関等により速やかな防災情報の収集・配信・共有、及びJアラート※との連動による放送事業者等への情報提供手段であることから、システムの習熟・活用を図る。

※Jアラート

ICT（情報通信技術）を活用して、地域の安心・安全に関するきめ細やかな情報の配信を簡素化・一括化し、テレビ、ラジオなどの様々なメディアを通じて、地域住民に迅速かつ効率的に提供することを実現したもの。

3 通信システム等を活用した伝達網の整備

市は、相互連絡を緊密にとり、迅速に情報伝達を行うために、多様な通信システムを活用した伝達網の構築を図る。

なお、通信手段について、技術進歩に注視しながら、最適なものを検討するとともに増設を図る。

1 伝達網の状況

(1) 市民への情報伝達

ア 防災行政無線

全国瞬時警報システム（J-ALERT）の活用を図るとともに気象警報等を伝達する。

イ 防災行政無線の補完措置

防災行政無線の放送は、屋外での放送のため、屋内にいる場合や気象条件によっては聞き取りづらい場合がある。そのため、防災行政無線を補完する手段（広報車両による広報や防災情報メール、SNS、ホームページ、防災行政無線電話応答サービス等）を多様に実施する。

(2) 職員及び関係機関への情報伝達

ア 職員参集システム

職員への参集要請及び安否確認のためにメール配信を行う。

イ 和歌山県総合防災情報システム

気象情報等の受信及び被害状況の報告を行うとともに、防災関係機関及び他市町村相互の情報共有を図る。

ウ 衛星通信トランシーバー

電話回線の途絶、輻輳の影響がなく、災害時における通話を確保する。

エ 消防無線

消防活動に活用する。

オ 災害時優先電話

加入回線の一部を指定し、回線輻輳時における通話を確保する。

カ 内線電話及び庁内放送設備

市相互間の通信手段に用いる。

内線電話網が被害を受けている場合は、衛星携帯電話、災害時優先電話を活用する。

キ FAX

地図情報等各種情報を送信する。

ク 安否情報システム

市・関係機関並びに施設管理者等が、被災者の安否状況を入力し、その共有を図る。

ケ 防災相互信用無線局

防災相互信用無線局を備える防災機関は、災害時における迅速かつ円滑な情報の収集、伝達のため、相互の連絡手段として、同無線局を活用する。

(3) その他

ア 気象・震度観測装置、簡易地震計等を整備し、詳細なデータの収集に努めるとともに、気象情報、地震情報等の情報を受ける通信網の整備を推進する。

イ 防災関係機関による緊急時の移動通信システムの提供に向けた必要な連携体制を推進するとともに、民間協力体制の推進を図る。

2 通信システムの維持管理等

災害時に通信システムが、十分機能し活用できる状態を保つために、以下の対策を講じる。

(1) 停電対策

受電系等の2ルート化を図るとともに、無停電電源装置、蓄電池等の非常電源や自家発電機の整備を図る。

(2) 耐震対策

システムの転倒防止及び建築物耐震化。

3 職員のシステム技能の向上

災害発生時に、通信機能を有効に活用することができるよう、平常時から次により知識・技能の習得に努める。

(1) 平常業務における運用

防災行政無線等平常業務に運用できる通信網については、平常時から連絡手段として積極的に使用するよう努め、使用方法の習熟を図る。

(2) 通話試験の実施

隨時、各通信系統網に通話試験を実施し、統制局を中心とした使用方法の習熟を図る。

(3) 通常及び随時点検の実施

通信機器の外観、機能、充電状況等について、職員による通常及び随時点検を実施し、点検技能の向上を図る。

(4) 総合点検の実施

保守業者や専門的知識を持つ職員が実施する総合的な点検に、担当職員も積極的に参画し、通信施設に関する専門知識の習得を図る。

(5) 他機関との訓練の実施

バックアップルートとして、他の機関の通信網を利用した訓練を随時実施し、その通信網の活用方法の習熟を図る。

(6) 通信訓練の実施

実際の災害を想定し、総合的な通信訓練を実施することにより通信技術の習熟を図る。

(7) 無線従事者の育成

無線従事者免許取得を推進する。

第3節 火災の予防

【現　況】

本市の常備消防体制は、岩出市との2市で一部事務組合により組織されている那賀消防組合で行われている。市内の非常備消防体制としては、那賀・粉河・打田・桃山・貴志川の5方面隊と団本部直轄の女性分団、学生分団で構成する紀の川市消防団（資料7－3参照）が、予防消防を中心とした活動を行っている。しかし、多様化する火災の発生状況により、火災に対する予防対策及び消防・救急両面での設備・装備の充実、訓練の実施等が必要とされる。

【基本方針】

1 火災予防体制の充実

火災の発生を未然に防止し、また、火災発生後の被害を軽減するために、火災予防及び消防体制を確立する。また、消防用施設の拡充強化、火災予防思想の普及、消防団の充実強化、自主防災組織の育成強化等を推進し、住民の生命財産の保護に万全を期する。

2 消防施設の整備

近年における災害の複雑化、多様化及び大規模化に対処するため、消防施設整備計画に基づく消防施設の計画的な整備を促進し、消防力の充実強化に努める。また、地震発生時には、水道施設の破壊等による消火栓の断水又は極度の機能低下が予想されるため、防火水槽、耐震性貯水槽の整備、河川水等の自然水利の活用、水泳プール、ため池等の指定消防水利としての活用等、消防水利の多元化を図るとともに、その適正な配置に努める。

【計　画】

1 那賀消防組合の消防力の充実強化

高度化、多様化する消防業務に対応するための充分な消防職員の確保と育成を図るとともに、消防ポンプ自動車、救助工作車等消防施設・車両等の更新増強、緊急消防援助隊等の消防広域応援体制の強化等により、常備消防力の充実強化を図る。

2 消防団組織の充実強化

消防団は、消火活動はもちろんのこと、災害時の応急活動など非常に重要な役割を果たしており、地域に密着した組織として、住民に対する予防啓発等幅広い分野でも活躍している（資料7－3「消防団の組織」、資料7－4「消防ポンプ自動車等現有数」参照）。

その一方で、住民の意識の希薄化や若年層の減少等の影響で、団員数の確保が課題となっている。

このため、教育訓練や講習会の実施、また消防操法大会等の出場により地域住民の理解を深めるとともに、被用者団員の消防団活動が円滑に行われるよう取り組むほか、女性や、公務員、また、大学・専門学校等に通学する学生への積極的な入団の促進に努める。

そのほか、消防団活動の安全確保に努めるとともに、処遇・装備の改善に取り組むことで消防団の充実強化を図る。

3 消防水利の確保

消防水利の確保及び水利を多元化するため、防火水槽、耐震性貯水槽の充実や、河川水等を活用した自然水利の確保に努める。(資料7-5「消防水利の現況」参照)

4 火災予防の啓発

全国火災予防運動等を通じ、火災予防の意識啓発、知識普及を図る。消火器の設置義務がない事業所等においても、積極的な配置を行うよう啓発するとともに、平成18年に設置義務化された住宅用火災警報器が取り換えの目安時期を迎えており、更新等を働きかける。

5 防火指導の推進

那賀消防組合、県や市の建築行政部門が連携し、事業所等に対し、消防法の規定による各種届出時や防火管理者講習、予防査察などを通じて、適切な消防計画の作成、消防訓練の実施、自衛消防組織の育成、消防用設備等の点検などに関する指導を進める。

6 自主防火組織の育成強化

那賀防火管理協議会をはじめ、女性防火クラブ、幼年消防クラブ、少年消防クラブの育成強化を図る。

第4節 林野火災の予防

【現　況】

市の林野面積は、総面積の46%近くを占めており、森林の適正な保全と災害予防に努めている。近年では、林野火災は、ほとんど発生していない。

【基本方針】

林野火災の発生を未然に防止し、また、火災が発生した場合、被害の拡大防止を図るため、火災予防及び消防体制の整備充実を図る。

【計　画】

1 林野火災予防の啓発

和歌山県山火事予防運動実施要綱などに基づき、市民や児童生徒などへの林野火災予防の啓発を推進する。

特に、火入れに関し、森林法、紀の川市火入れに関する条例、那賀消防組合火災予防条例に基づく届出・申請・許可が必要であることの周知徹底を図る。

2 巡視活動の実施

保安林、自然公園区域内のほか、火災への警戒を要する林野等を「林野火災予防地域」として、危険度の高い時期を中心に、消防団、森林組合と連携しながら、巡視活動を推進する。

3 共助協力体制の充実

林野火災の予防・鎮圧は、山林所有者や林業従事者、森林関係行政機関等の協力によるところが多く、特に鎮圧活動には、消防広域応援によって目的を達することが多いので、関係団体等と定期的に協議を行い、共助協力体制の充実に努める。

また、府県境界を接する林野火災の防御については、阪和林野火災消防相互応援協定書（資料7-2参照）の規定に基づき、協定市町等の消防本部と相互に応援を行うための定期的な協議と体制充実に努める。

4 教育訓練の実施

各消防団において、予防的措置としての防火線の設定や、火入れの際の総合防御などの教育・訓練を進める。

5 林野火災予防体制の充実

那賀消防組合、各消防団において、林野火災のための消防機材等の充実に努める。

第5節 災害時医療体制の確保

【現　況】

本市及び近隣の救急告示病院は、資料8-3のとおりである。市では、次のとおり、災害時の医療救護班の編成・派遣及び医薬品等の供給について那賀医師会、那賀歯科医師会、那賀薬剤師会と協定を締結している。

【基本方針】

市長は、県、公立那賀病院、那賀医師会、その他医療関係機関と協議し、災害時における救急医療体制の充実に努める。特に、災害発生時に本市が開設する避難所・医療救護所等を考慮し、医療救護班の派遣要請、受入れ体制について、医療機関と調整を図っておく。

【計　画】

1 災害拠点病院の災害時医療体制の充実促進

大規模災害時には、和歌山県立医科大学附属病院及び日本赤十字社和歌山医療センターの2病院が総合災害拠点病院として、公立那賀病院をはじめとする8病院が地域災害拠点病院として、災害時救急医療を行う。

公立那賀病院が、災害拠点病院として重症・重体に陥った患者の対応、災害派遣医療チーム（DMA T）等の派遣や受入れ、患者の広域搬送などを的確に行いつつ、入院患者の治療・療養など通常業務を早期に継続・再開できるよう、職員の知識・技術の習得や必要な設備・資機材等の確保などを促進する。

2 災害対策本部医療救護体制の充実

大規模災害時には、紀の川市災害対策本部が、那賀医師会等の協力を得ながら医療救護所を設置し、避難所や在宅の避難者の医療救護を行う。

災害時に、那賀医師会等からの医療救護班の派遣や、国からの災害派遣医療チーム（DMA T）、県薬剤師会薬剤師班モバイルファーマシー（災害対応医薬品供給車両）、災害派遣精神医療チーム（D P A T）、さらには日本赤十字社や日本看護学会などからの専門職の派遣を受け、迅速・的確に医療救護活動が行えるよう、災害時医療救護計画の策定と訓練等による運用の確認に努める。

災害時に、人工透析、在宅酸素、難病など、災害時に特別な配慮が必要な市民の安否、容態を迅速に把握し、適切な支援を行えるしくみづくりに努める。

3 傷病者等搬送体制の充実

県や那賀消防組合と連携しながら、大規模災害時に、被災現場や医療救護所から専門医療機関、災害拠点病院までの重症患者等の搬送に関する車両やヘリコプター、その運転要員の確保に努めるとともに、不通、悪天候などを想定した複数の搬送経路の検討を進める。

4 感染症対策の強化

災害時に、新型コロナウイルス感染症をはじめ、様々な感染症等の患者への適切な治療を行

える体制について、検討を進める。

5 災害時医療に関する設備・備品等の充実

那賀医師会、那賀歯科医師会、市内の薬局等と連携し、災害時の医薬品をはじめとする設備・備品等の確保に努める。

本市が締結している医療救護に関する応援協定

| No. | 協定名 | 締結先 | 資料番号 |
|-----|----------------------------|--------------------|-------|
| 1 | 災害時の医療救護活動に関する協定書 | 那賀医師会 (資料8-2参照) | 資料8-6 |
| 2 | 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定書 | 那賀歯科医師会 | 資料8-7 |
| 3 | 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定書 | 那賀薬剤師会 | 資料8-8 |

第6節 ボランティアの活動環境の整備

【現　況】

本市では、社会福祉協議会がボランティアセンター事業を実施しており、主に福祉や環境に関するボランティアの登録・育成等を行っている。これらの活動を防災分野に生かしていく必要がある。

【基本方針】

災害時において、市及び防災関係機関は、避難者の救助・救援活動、ライフラインの復旧等の災害応急対策を実施し、住民は、地域社会の中でお互いに協力して自主的な防災活動を行うことを要求される。しかし、行政や住民の対応力を超える災害においては、ボランティアの迅速かつきめ細かな対応が必要とされる。そのため、日本赤十字社、社会福祉協議会、ボランティア団体等との連携を図り、災害時においてボランティア活動が円滑に行われるよう、その活動環境の整備に努める。

【計　画】

1 災害ボランティアの養成・登録

市と市社会福祉協議会が連携し、養成講座、研修、在宅有資格者の掘り起こしなどにより、災害ボランティア、災害ボランティアコーディネーターの養成・登録を進める。

2 災害時ボランティアセンターの体制づくりの推進

市と市社会福祉協議会が連携し、受入れ計画・マニュアル・様式類の作成・運用や、ボランティア活動保険加入の啓発、受付窓口の一元化、地区ごとの活動場所や野営・宿泊場所の想定など、災害時ボランティアセンターの体制づくりを推進する。

第7節 廃棄物処理体制の充実

【現　況】

市が利用している廃棄物処理施設は、資料13-1～13-3のとおりである。また、廃棄物運搬車については、資料13-4のとおりである。

【基本方針】

災害発生後に被災家屋等から排出されるごみ等を速やかに搬出し処理するために、平常業務を通じて諸計画を策定し、清掃業務の万全を期す。

【計　画】

1 業務継続体制の充実

大規模災害時に、廃棄物処理業務の継続・早期再開が果たせるよう、施設・設備の強靱化と点検体制・応急復旧体制の充実に努める。特に那賀衛生環境整備組合のし尿処理施設（那賀衛生センター）は、紀の川と貴志川の合流部に位置することから、浸水等対策を推進する。

2 災害廃棄物処理体制の充実

紀の川市災害廃棄物処理計画に基づき、大規模災害時の大量の災害廃棄物の仮置き場の確保に努める。

本市の施設で処理できない廃棄物の処理や、本市の施設が被災して使用できない場合の処理を想定し、協定締結などによる広域的な処理体制の充実に努める。

被災建築物の解体・撤去は、原則、所有者の責任において実施することになるが、市が災害等廃棄物処理事業費補助金を活用して全壊家屋等の解体を実施することも想定し、発災時に速やかに対応できる体制を準備する。

環境省災害廃棄物処理支援ネットワーク（D.Waste-Net）など、災害廃棄物に関する情報の周知に努める。

第8節 相互応援体制の充実

【現況】

市及び那賀消防組合では、災害時の相互応援協定を締結している。継続的に各種団体と新たに協定を締結するなど、相互応援体制の確立を図る必要がある。

本市が締結している相互応援協定

| No. | 協定名 | 締結先 | 資料番号 |
|-----|---------------------------|--------------------------------|--------|
| 1 | 和歌山県下消防広域相互応援協定 | 県下の市町村及び一部事務組合 | 資料7-1 |
| 2 | 阪和林野火災消防相互応援協定 | 協定市町等 (資料7-2参照) | 資料7-2 |
| 3 | 日本水道協会和歌山県支部水道災害相互応援対策 | 日本水道協会和歌山県支部及び和歌山県水道協会に所属する市町村 | 資料12-1 |
| 4 | 災害時の医療救護活動に関する協定 | 那賀医師会 (資料8-2参照) | 資料8-6 |
| 5 | 災害時の口腔歯科医療救護活動に関する協定 | 那賀歯科医師会 | 資料8-7 |
| 6 | 災害時の医療救護活動及び医薬品等の供給に関する協定 | 那賀薬剤師会 | 資料8-8 |
| 7 | 和歌山県防災ヘリコプター応援協定 | 和歌山県内の市町村及び消防事務に関する一部事務組合 | 資料9-1 |
| 8 | 災害時協定等(資料10-1参照) | 関係団体(資料10-1参照) | 資料10-1 |
| 9 | 建設業協会との協定 | 紀の川市建設業協会 | 資料10-2 |
| 10 | 自動車整備振興会との協定 | 社団法人和歌山県自動車整備振興協会那賀支部 | 資料10-3 |
| 11 | 全国ほたるのまち交流会参加市町との協定 | 全国ほたるのまち交流会参加市町村 | 資料10-4 |

【基本方針】

大規模災害における相互応援体制を整備するため、県内市町村、近隣市町及び他県市町村と相互応援協定を締結する。また、所管事務に関する団体等との応援協定を締結し、協力体制を整備する。

【計 画】

相互応援体制の充実

大規模災害時の防災力の強化にむけ、相互応援協定の締結先及び協定内容の拡充を図る。
また、双方の連絡窓口（担当者名・電話番号）の確認の徹底、平時からの情報交換、共同訓練の実施など、機動性の高い応援体制づくりに努める。

第9節 避難行動要支援者（災害時要援護者）対策

【現況】

本市の全人口に占める65歳以上の人口の割合（高齢化率）は、令和5年3月31日現在で33.8%である。今後も一層高齢化が進行するものと考えられる。

また、市域には多数の社会福祉施設が存在しており、これらの施設利用者の安全確保等の防災対策を講じていく必要がある。

【基本方針】

市域における乳幼児、身体障害者、知的障害者、精神障害者、病人、難病等の患者、高齢者、妊婦、外国人など、災害に際して必要な情報を得ることや、迅速かつ適正な防災行動をとることが困難な人々に対し、迅速、的確な対応を図ることができるよう、避難行動要支援者の支援マニュアルを作成するなど、平常時から体制の整備を図る。

【計画】

1 在宅の要支援者に関する情報の共有

要配慮者のうち避難行動要支援者について、災害時の個人情報の活用への同意を前提に名簿登録を進め、関係機関で情報共有を進める。また、情報の随時更新に努める。

2 避難行動要支援者の個別支援体制の充実

自治会役員、民生委員児童委員、社会福祉協議会、自主防災組織、警察、消防機関、その他、避難支援等関係者と連携し、避難行動要支援者の「避難支援プラン」の全体計画と特に配慮が必要な要支援者には個別避難計画を策定し、的確な運用を図る。また、作成等においてはデジタル技術を活用するよう検討を行う。

3 要配慮者利用施設での避難体制の充実

要配慮者利用施設で避難行動要支援者の避難が適切に行われるよう、避難体制の充実を促進する。また、市は、当該施設の所有者又は管理者に対して、必要に応じて円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な助言等を行う。

4 要配慮者利用施設との訓練の充実

浸水想定区域内及び土砂災害警戒区域内に位置する要配慮者利用施設への情報伝達が迅速・的確に行えるよう、連携強化及び訓練の充実を図る。

災害時要援護者名簿登録の範囲

- 1 要介護認定3～5を受けている者
- 2 身体障害者手帳1・2級所持者
- 3 療育手帳A所持者
- 4 精神障害者保健福祉手帳1・2級所持者
- 5 難病患者
- 6 その他、家族構成等を考慮し必要とする者

災害時要援護者名簿への記載事項

- | | | | |
|---------------------------------------------------------------|--------|-----------------|----------|
| 1 氏名 | 2 生年月日 | 3 性別 | 4 住所又は居所 |
| 5 電話番号その他の連絡先 | | 6 避難支援等を必要とする事由 | |
| 7 その他、避難行動要支援者の支援等の実施に関し必要と認める事項 (転出、死亡、長期入所等により、名簿から除外する) | | | |

名簿利用団体の責務

- 1 災害対策基本法に基づく個人の守秘義務の遵守
- 2 施錠可能な適正な場所での保管
- 3 必要以上の名簿の複製や、無用に共有、利用されないよう適切な管理
- 4 団体の場合は、団体内部で名簿を取り扱う者の限定
- 5 その他適正な管理上、必要であると認められる措置

4 在宅の要配慮者への情報伝達手段の確保

要配慮者一人一人に災害情報が的確に伝わるよう、防災行政無線や電話、メール、支援者の使送など、多様な手段を組み合わせて情報伝達を行うしくみを確立・維持する。
また、名簿を活用し安否確認を行うしくみの確立・維持に努める。

5 一時滞在者、外国人の避難行動支援方法の充実

観光客など、本市に土地勘がない一時滞在者や在住外国人などが、災害時に的確な避難行動がとれるよう、外国語表記を含むわかりやすい防災関係の掲示・案内に努めるとともに、避難所での受入れを想定した体制づくりを進める。

6 避難行動要支援者の被災生活支援方法の充実

本市では、打田保健福祉センター、打田中学校、貴志川生涯学習センターのほか、合わせて25箇所の福祉サービス事業所等を福祉避難所に指定している（資料5-2）。このうち、災害対策基本法等で定める基準に適合する施設については、指定福祉避難所としての指定及び公示し、受入対象者の調整や被災生活支援のきめ細かな手法の確立に努める。

また、災害時に社会福祉施設等への緊急入所を円滑に行えるよう、体制強化に努める。
そのほか、多様なニーズを想定した備蓄の確保、こころのケアなど相談支援の体制強化、仮設住宅入居に関する配慮など、避難行動要支援者の被災生活支援方法の充実に努める。

第10節 避難対策の充実

【現況】

各事業所・施設・自主防災組織や各種団体等が受ける防災訓練や研修等において、避難場所、避難方法などの啓発を行っている。

迅速な避難、避難誘導を行うための避難計画は、各事業所や自主防災組織で任意に策定されるほか、平成29年からは、洪水浸水想定区域・土砂災害警戒区域の要配慮者利用施設で策定が義務化されている。

【基本方針】

1 避難体制の充実

各事業所・施設・自主防災組織が適切に避難できる体制を構築できるよう、支援に努める。

避難所を指定する際に併せて広域一時滞在の用にも供することについても定めるなど、他の市町村からの被災住民を受け入れができる避難所をあらかじめ決定しておくよう努める。

指定避難所が広域一時滞在の用に供する避難所にもなりうることについて、あらかじめ施設管理者の同意を得るよう努める。

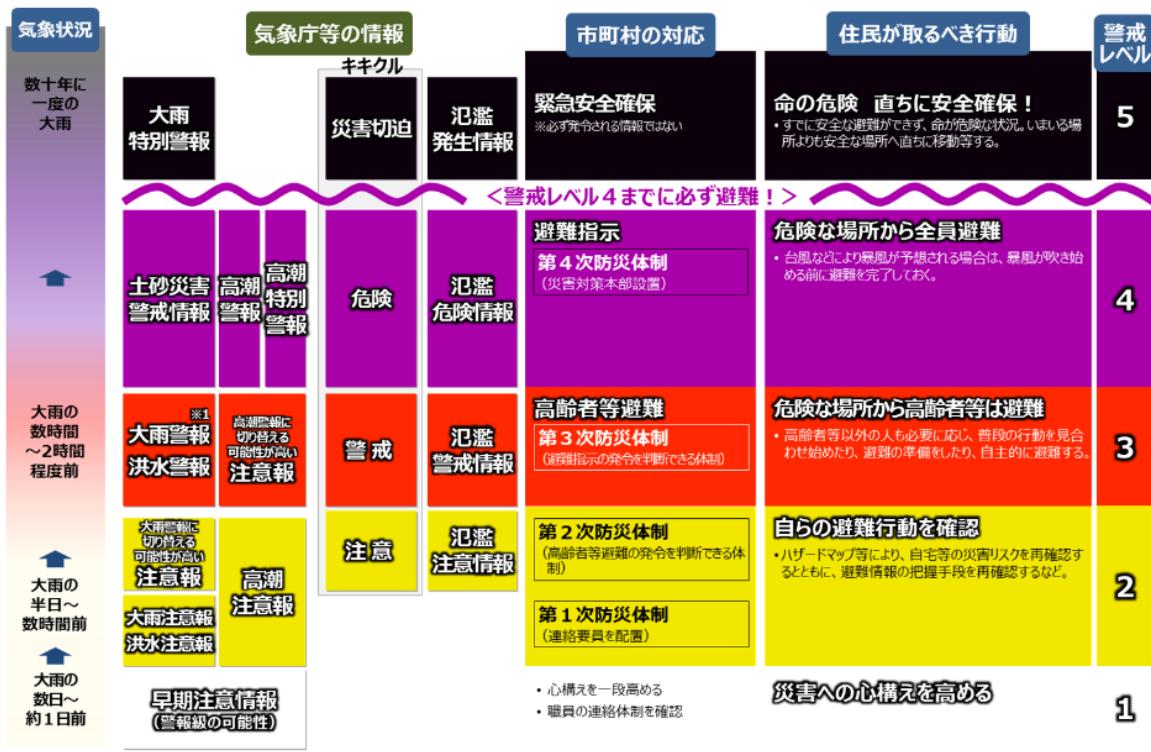
2 広域避難の体制の充実

大規模広域災害時に円滑な広域一時滞在が可能となるよう、県その他関係機関と連携し、他の市町村との相互応援協定の締結や、運送事業者との被災住民の運送に関する協定の締結に取り組むなど、関係機関との連携の強化に努めるほか、災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

【計 画】

1 避難情報の判断基準・方法の明確化と周知

5段階の警戒レベルが盛り込まれた「避難情報に関するガイドライン」(内閣府(防災担当)、令和3年5月改定、令和4年9月更新)を踏まえ、避難すべき区域や定量的かつ、わかりやすい指標を用いた判断基準、伝達方法を明確にした「避難情報の判断・伝達マニュアル」を隨時見直し、市民への周知に努める。



資料：気象庁ホームページ

2 避難計画の策定・運用の促進

各事業所、施設、自主防災組織等が適切に避難計画を、次の表を参考に策定・運用するよう支援していく。

避難計画の記載事項例

- 1 避難指示等の発令基準
- 2 避難情報並びに避難先等の伝達方法
- 3 避難場所及び避難所の名称、所在地、対象地区、対象人口及び責任者
- 4 避難場所及び避難所への経路及び誘導方法
- 5 避難所開設に伴う避難者措置に関する事項
 - (1) 給水、給食措置
 - (2) 毛布、寝具、衣料、日用必需品の支給
 - (3) 負傷者に対する応急救護
 - (4) ペットとの同行避難のためのケージ等の支援
 - (5) 感染症予防措置
- 6 避難所の管理に関する事項
 - (1) 避難所の管理者及び運営方法
 - (2) 避難受入中の秩序保持
 - (3) 避難者に対する災害情報の伝達
 - (4) 避難者に対する応急対策実施状況の周知徹底
 - (5) 避難者に対する各種相談業務
- 7 避難所の整備に関する事項
 - (1) 受入施設・情報伝達施設
 - (2) 給水・給食施設
 - (3) トイレ施設（仮設トイレ、防疫用資器材、清掃用資器材等）
 - (4) ペット等の保管施設
- 8 要配慮者に対する救援措置に関する事項
 - (1) 情報の伝達方法
 - (2) 避難及び避難誘導
 - (3) 避難所における配慮等
 - (4) 福祉避難所等の活用等
- 9 避難の心得、その他防災知識の普及・啓発に関する事項
 - (1) 広報紙、掲示板、パンフレット等の発行
 - (2) 標識、誘導標識等の設置
 - (3) 住民に対する巡回指導
 - (4) 防災訓練の実施等

3 広域避難の受け入れ体制の充実

東日本大震災では、津波による沿岸自治体の避難者を内陸の自治体の避難所で受け入れたが、南海トラフ巨大地震においても同様のことが生じる可能性がある。

このため、大規模災害時における、市内の一部の避難所での広域一時滞在の受け入れ、広域避難者の輸送手段の確保、必要物資の提供などについて、県や関係自治体、運送事業者等と具体的な検討・協議を進める。

第3章 災害に強いひとづくり

第1節 防災訓練の実施

【現 況】

本市では、災害による被害を最小限に軽減し、防災活動を円滑に実施するため、防災関係機関と地域住民の連携強化及び防災意識の高揚を図ることを目的に総合的な防災訓練を実施している。また、災害発生時に迅速に対応できるよう職員を対象とした防災訓練を併せて実施している。

【基本方針】

非常災害に備えて、防災関係業務に従事する職員の災害対応力強化、防災関係機関との連携強化及び住民の防災意識の高揚等を図るため、より実践的な訓練を積極的、継続的に実施する。

住民は、これらの機関が実施する訓練に積極的に参加することにより、的確な防災対応を得するよう努めるものとする。職員は、大規模災害発生時における避難所運営が重要であることから、職員を対象とした避難所運営訓練を実施し、市民一丸となって地域防災力の向上を目指す。

【計 画】

1 紀の川市防災総合訓練の実施

防災総合訓練については、毎年度、大規模災害を想定した必要なメニューを企画・実施し、訓練を通じた意識高揚、知識・技術習得を図る。

例年の防災総合訓練での実施訓練内容

- | | |
|-------------------------|-----------------|
| 1 情報収集・伝達・通信訓練 | 2 避難誘導訓練 |
| 3 避難所開設・運営訓練 | 4 初期消火訓練 |
| 5 救出・救護訓練 | 6 応急手当訓練 |
| 7 炊き出し・配給訓練 | 8 水防工法訓練 |
| 9 災害救援ボランティアセンター開設・運営訓練 | 10 緊急地震速報対応行動訓練 |

2 紀の川合同水防演習の実施

紀の川合同水防演習については、毎年度、消防団員をはじめ、多くの参加を働きかけ、訓練を通じた意識高揚、水防工法等の知識・技術習得を図る。

水防演習での実施訓練内容

- | | | | | | | |
|------|------|------|------|------|------|--------|
| 1 観測 | 2 通報 | 3 動員 | 4 輸送 | 5 工法 | 6 排水 | 7 水防信号 |
|------|------|------|------|------|------|--------|

3 消防団消防訓練の実施

消防訓練については、2年に1回実施される和歌山県消防操法大会訓練での入賞や、紀の川市防災総合訓練での操法披露を1つの目標とし、本部、各方面隊で充実した訓練を行い、団員の士気高揚と技術の向上を図る。

紀の川市消防団の訓練内容

| | |
|-------|-------------------------------------------------------------|
| 消防団本部 | 出初式、消防操法訓練、幹部訓練、新入団員訓練、消防団救命講習会、和歌山県消防操法大会、和歌山県消防学校消防団特別教育 |
| 各方面隊 | 方面隊訓練・分団訓練 消防ポンプ操法訓練、文化財防火デーに伴う総合消防訓練、秋季全国火災予防運動に伴う総合消防訓練 等 |

4 避難訓練等の実施促進

各学校や事業所等では、消防法、水防法、土砂災害防止法に基づき、避難訓練を行うこととなっている。

各学校や事業所等における避難訓練の充実に努めるとともに、民間における充実した実施を促進する。

5 その他の訓練の充実

職員の収集訓練、情報収集訓練、情報伝達の訓練、避難所開設・運営訓練、災害対策本部設置訓練など、市や消防団、自主防災組織による防災訓練の充実に努める。

個別訓練の例

| 項目 | 目的・内容 |
|------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 避難訓練 | 安否確認と避難所までの誘導支援。 |
| 収集訓練 | 勤務時間外を含めた職員の収集方法の確認。 |
| 情報収集訓練 情報伝達訓練 | 気象庁 HP (洪水キックル、浸水キックル、土砂キックル) 等、ハザードマップ (洪水ハザードマップ、ため池ハザードマップ) 等で起こりうる災害情報を、正確に収集するための方法を確認。 情報通信ネットワーク、防災行政無線、衛星通信トランシーバー、電子メール等を活用した非常時の通信連絡方法の確認。 |
| 避難所開設・運営訓練 | 施設管理者、自主防災組織等と連携した避難所の開設方法、避難者支援方法等の確認。 |
| 災害対策本部設置訓練 | 職員配備、本部員会議の開催、各部への情報伝達などの方法の確認。 |
| その他の訓練 | 消防、水防工法、応急手当・救護、給食、給水、ボランティアセンターの運営等、図上演習や実地により適宜実施する。 |

第2節 防災知識の普及

【現　況】

本市では、防災関係機関と協力して、次の方法により住民の防災意識の高揚・知識の普及を図っている。

- 1 防災行政無線の放送による普及
- 2 新聞・広報紙・印刷物等による普及
- 3 映画・スライド等による普及
- 4 広報車の巡回による普及
- 5 講演会、研修会等の開催による普及
- 6 その他

市は、職員災害時活動マニュアルを作成・配付し、災害時には、迅速かつ適確な応急対策の実施を期している。

【基本方針】

防災関係業務に従事する職員に対する防災関係法令の周知、研修会、行事等の開催を行うとともに、次の内容について住民への普及活動を効果のある時期を選んで行う。またその際、障害者、高齢者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要配慮者や男女のニーズの違い等に十分配慮することに加え、家庭動物の飼養の有無による被災時のニーズの違いについても配慮した防災知識の普及に努めるとともに、災害発生後の避難所や仮設住宅等においては、被災者や支援者が性暴力・DVの被害者にも加害者にもならないための意識の普及、徹底を図る。

- 1 防災気象及び緊急地震速報の利用の心得をはじめとする地震に関する知識
- 2 防災の一般的知識
- 3 家の耐震化や家具等の固定の推進
- 4 地域防災計画の内容
- 5 災害時の心得
 - (1) 災害情報等の聴取方法
 - (2) 停電時の心構えや避難の方法、場所、時期等の徹底
 - (3) 非常食料、非常持出品等の準備
 - (4) 石綿（アスベスト）の吸引を防ぐ防じんマスクの備蓄及び正しい活用方法の習得
 - (5) 正確な情報の入手方法（防災わかやまメール配信サービス、ナビアプリ等）
 - (6) 避難場所安全レベルについての考え方
 - (7) 家庭動物との同行避難の方法や受入れる避難所の場所、避難所での飼養についての準備（犬の登録・狂犬病予防注射接種等の法令遵守、しつけ、餌の備蓄等）
 - (8) その他災害の態様に応じたるべき手段、方法

【計 画】

1 職員への防災教育の推進

職員が、災害時に自身が行うべき行動を的確に判断し、円滑な防災活動が行えるよう、防災関連資料・備品の配布や研修会の実施等を通じて、防災知識・技術の普及を図る。

2 市民への防災意識の啓発と防災教育の推進

家具の転倒防止措置や、備蓄、避難方法の確認、家族との連絡手段の確保、防災メールの登録、ペットの同行避難の考え方、保険・共済等の生活再建に向けた事前の備えなど、防災に関する意識や行動には差がみられることから、様々な手法でわかりやすい情報提供、啓発・教育に努める。備蓄については、最低3日分、できれば7日分の備蓄が望ましいことを啓発する。

高齢者、障害者、外国人など、災害時要配慮者への防災課題に応じた啓発・教育に努める。

3 子供たちへの防災教育の実施

和歌山県教育委員会「和歌山県防災教育指導の手引き」(平成25年)などを活用しながら、学校等において、災害が起こるしくみや被害の想定、安全確保に関する知識・技術を教え、防災の重要性についての啓発を図る。

4 災害の教訓を伝承する取り組みの推進

市民の協力を得ながら、映像を含めた各種災害資料の収集・保存・公開等を進める。

災害予防運動の期間

| 種別 | 項目 | 期間 |
|------|--------------|--------------|
| 風水害 | 水防月間 | 5月1日～5月31日 |
| 土砂災害 | 土砂災害防止月間 | 6月1日～6月30日 |
| | がけ崩れ防災週間 | 6月1日～6月7日 |
| | 山地災害防止キャンペーン | 5月～6月 |
| 火災 | 春季全国火災予防運動 | 3月1日～3月7日 |
| | 秋季全国火災予防運動 | 11月9日～11月15日 |
| 地震 | 防災とボランティア週間 | 1月15日～1月21日 |
| | 防災とボランティアの日 | 1月17日 |
| | 防災週間 | 8月30日～9月5日 |
| | 防災の日 | 9月1日 |
| | 津波防災の日 | 11月5日 |

第3節 自主防災組織の充実

【現　況】

自主防災組織は、各自治区・町内会単位で整備を進めている。令和6年3月末現在、134の組織があり、組織率は88.3%である。

【基本方針】

「自分たちの地域は自分たちで守る」という精神に基づき、自主防災組織の育成強化を図るとともに、具体的活動内容を明らかにし、自主防災組織の必要性の啓発と指導及び支援を行う。また、障害者、高齢者等の災害時要援護者や女性の参加の促進に努め、災害予防と応急救助が能率的に処理されるよう、常にこれら組織の整備拡充を図る。

【計　画】

1 人材の育成

市の防災啓発研修等や、県による防災リーダー育成研修会等への参加を積極的に呼びかけ、自主防災組織のリーダーの育成に努める。

また、各自治区から「自主防災組織推進委員」の推薦を受け、この推進委員を中心に、自治区・町内会単位で防災研修会等の開催を促進し、自主防災活動に取り組む人材の育成に努める。

2 自主防災組織の育成

すべての地区で自主防災活動が行われるよう、組織の育成に努める。

3 自主防災活動の支援の推進

地域の特徴に合わせ、各自主防災組織が、次のような活動が行えるよう、活動支援に努める。

自主防災組織の活動内容例

1 平常時

- (1) 防災知識の普及や防災訓練の実施
- (2) 火気使用設備、災害危険箇所等の点検・把握
- (3) 防災資機材の確保・整備
- (4) 高齢者・障害者・乳幼児等の災害時要配慮者の所在把握

2 災害時

- (1) 災害情報の収集伝達
- (2) 初期消火の実施、消防・水防活動への協力
- (3) 避難誘導・救出・救護
- (4) 避難所の設営・運営

第4節 民間事業者の防災対策

【現　況】

本市では、水防法に基づき、浸水想定区域内の延べ面積10,000m²を超える工場・作業所又は倉庫を持つ民間事業者に対し、自衛水防組織の設立及び防災訓練の実施を促進している。

【基本方針】

民間事業者は自ら防災組織を結成するなどして、防災訓練に努めるほか、地域と連携した実践的な訓練を実施し、地域防災力の向上に寄与する。

【計　画】

1 民間事業者の防災対策の強化促進

会社、組合などの事業者は、地域住民の雇用の場であるとともに、社会に必要な商品・サービスの提供主体であり、災害による生命・財産の被害を最小限に食い止め、事業の継続・早期再開が果たせるよう、働きかけていく。

具体的には次のとおり働きかけていく。

- ①従業員等の防災教育への協力
- ②市防災総合訓練等への参加促進
- ③自主防災組織の活動支援
- ④法令に基づく火災予防や危険物等の安全管理への助言・指導、施設の安全対策への協力
- ⑤事業継続計画（B C P）の策定・運用への協力

2 民間事業者の協力の促進

災害時の人的・物的応援や、避難所等としての事業所の開放など、災害時における事業者の協力を協定締結等により促進する。

第5節 防災に関する調査研究の推進

【現　況】

平時から気象や災害に関する情報の整理を行われるよう、また、防災力向上のため関係機関と実施する防災活動の整理、振り返りが行われるよう、調査研究体制の確立に努める。

【基本方針】

災害の未然防止と被害の軽減を図り、総合的かつ計画的な防災対策を推進するため、災害要因及び被害想定の調査研究を実施し、自主防災組織や事業所等が行う防災活動への支援などに反映させながら、地域防災力の向上を図る。

【計　画】

1 調査研究体制の整備

国、県、研究機関等と連携し、調査研究体制の整備に努め、地域の実情に応じた総合的かつ一体的な防災活動の実施を図る。

2 防災に関する資料収集及び分析

防災研究の基礎となる過去の災害記録や防災施設に関する資料、その他各種災害に関する資料を収集し、これらを整理及び分析し、紀の川市の防災対策の検討に努める。

3 調査研究事項

紀の川市の過去の災害による被害を調査研究するとともに、近年全国各地で発生する大規模な地震や風水害による被害や、東日本大震災や紀伊半島大水害等の教訓と課題を国、県、研究機関等と連携して調査研究し、今後の防災対策に活かす。